

「6-1.操縦装置配置及び識別表示等(ECE/R121 関係)」

- 適用範囲

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)

- 基準概要

現在、保安基準において、自動車に備える操縦装置の識別表示については、JIS D0032 又は ISO 2575 に掲げられた識別記号を表示の例としているところである。今後、協定規則第 121 号に規定する識別表示とし、国際基準で定めている操縦装置の配置及び識別等の要件を導入することとする。



(例)協定規則第121号の識別表示：



など

(方向指示器)(前部霧灯)

- 制定・改正時期

平成 25 年 1 月末 予定